

議案第...
...

起債について

右の通り起債するものとする

- 一 起債金額 金壹百萬圓也
- 一 起債目的 町道整備事業費充当のため
- 一 利率 年壹割以内
- 一 借入先 大蔵省資金運用部
- 一 借入時期 昭和三十六年度

借入期日は借入先と協定するものとする
 財政又は工事施行の都合で起債額の全部又は一部を翌年度に繰越して借入出来ること
 ができる。

一 償還手法

借入先の貸付条件による
 但し財政の都合により繰上償還をせし又は償還年限を短縮し若しくは低利債に借換えることができる。

一 償還財源

統收その他一般支入

昭和三十六年十月十八日提出

三朝町長 坂出雅三

鳥取縣
東伯郡三

議長印

昭和二十六年十月十八日 原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎

鳥取縣
東伯郡三
朝町議會議
議長印